

森林環境基金の設置について

1 趣旨

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための財源確保として、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「法」という。）が成立し、各自治体に交付される森林環境譲与税は、森林の整備促進等に関する施策に充てなければならないとされている。法に基づき確実かつ効率的な運用を図るとともに、年度間の計画的な財源管理を行うため、基金を設置する。

2 基金の名称等

- (1) 基金の名称 森林環境基金
- (2) 規定整備 文京区基金条例（昭和40年6月文京区条例第21号）の一部改正
- (3) 設置時期 文京区基金条例の一部を改正する条例の公布の日（令和4年2月定例議会）
- (4) 基金管理運用
 - ア 歳入予算 当該年度収入見込額を当初予算に計上し、2月補正予算にて更正する。
 - イ 積立て 9月交付分については、当該年度の2月補正予算に歳出積立金として計上する。3月交付分については、翌年度の9月補正予算に繰越金として計上するとともに、積立金を計上する。
 - ウ 処分 当初予算及び補正予算において、法第34条第1項各号に掲げる施策に充て可能な事業費に対して繰入金を計上する。
- (5) 所管課 企画政策部財政課

3 充当予定事業

令和3年度

所管部	事業
資源環境部	カーボンオフセット事業

令和4年度

所管部	事業
子ども家庭部	国産木材の玩具購入費（子育てひろば4施設）
資源環境部	カーボンオフセット事業
教育推進部	国産木材の玩具購入費（子育てひろば1施設）

※ 参考（今後の交付見込額）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付額	18,000,000円	23,000,000円	23,000,000円	29,000,000円

4 使途の公表

使途については、決算認定後に区ホームページにて公表を行う。